

## 島根県地球温暖化防止活動推進員制度運営要綱

### (目的)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法律」という。）第37条の規定に基づき、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに市町村、地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）、島根県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）、県及び島根県地球温暖化対策協議会（以下「温対協」という。）と連携して地球温暖化対策の推進を図るため、島根県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）に関する必要な事項を定める。

### (委嘱する者)

第2条 推進員は、知事が委嘱する。

### (委嘱期間)

第3条 委嘱日から2年を限度とする。ただし、再任を妨げない。

### (委嘱の要件)

第4条 推進員は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) しまねエコライフサポーターとして登録している者
- (2) 島根県における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者
- (3) 市町村、地域協議会、センター、県及び温対協（以下「関係機関」という。）の行う施策に協力して、行動できる者
- (4) 次にあげる要件のいずれかに該当する者
  - ア センターが実施する島根県地球温暖化防止活動推進員養成研修を修了した者
  - イ 現に研究機関又は高等教育機関において環境問題に携わっている等地球温暖化対策について高度な知識、活動実績等を有すると認められる者
  - ウ 継続を希望する者のうち、地球温暖化防止コミュニケーターに登録している者、又は第11条に定める活動報告により活動実績を有すると認められる者

### (委嘱の手続き)

- 第5条 新たに推進員の委嘱を希望する者は、島根県地球温暖化防止活動推進員（新規）申込書（様式第1号）を、居住する島根県内の市町村を經由して知事に提出するものとする。
- 2 推進員の委嘱（継続）を希望する者は、島根県地球温暖化防止活動推進員（継続）申込書（様式第2号）を、知事に提出するものとする。
  - 3 知事は、第1項及び第2項に規定する申込書の提出があった者のうち、第4条の要件を満たし、推進員としてふさわしいと認める者を推進員に委嘱し、委嘱状（様式第3号）及び島根県地球温暖化防止活動推進員証（様式第4号）（以下「推進員証」という。）を交付する。
  - 4 推進員は、第1項及び第2項の規定により提出した申込書に記載した事項を変更するときは、島根県地球温暖化防止活動推進員変更届（様式第5号）を知事に届け出なければならない。

### (推進員の辞任)

第6条 推進員が次のいずれかに該当したときは、辞任することができる。

- (1) 推進員が第4条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 推進員又は推進員の代理人から辞任の申し出があったとき。

### (辞任の手続き)

第7条 第6条により辞任する場合は、島根県地球温暖化防止活動推進員辞任届（様式第6号）を知事に提出するものとする。

(推進員の解嘱)

第8条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解嘱することができる。

- (1) 推進員が特段の理由もなく活動を行っていないと認められるとき。
- (2) 推進員としてふさわしくない言動や行為があったと認めるとき。
- (3) 推進員の地位を利用して、営利活動、宗教活動等を行ったとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合。
- (5) 推進員が死亡したとき。
- (6) その他推進員として適当でないと認められるとき。

(推進員の活動)

第9条 推進員は、自らが日常生活において地球温暖化対策を実践するとともに、センターが行う研修に積極的に参加する等により、推進員としての資質向上に努める。

2 推進員は、地域において関係機関と連携し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について県民の理解を深めること。
- (2) 県民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- (3) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う県民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- (4) 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は関係機関が行う施策に必要な協力をすること。

3 前2項の活動については、原則として無報酬により行うものとする。

(推進員活動への協力)

第10条 関係機関は、推進員の地球温暖化防止活動に協力するものとする。

(活動報告)

第11条 推進員は、第9条第2項の活動を行った場合は、毎年センターが指定する日までに、センターに報告するものとする。

2 報告は、センターが定める島根県地球温暖化防止活動推進員活動報告書により行う。

3 センターは、提出された報告書を処理した後に、とりまとめて知事に報告すること。

(活動経費)

第12条 第11条の規定により、報告書が提出された者には、予算の範囲内でセンターから年間の活動経費を3月末までに推進員が指定する口座に支払う。

(推進員の住所等の情報提供)

第13条 県は、関係機関との連携により地球温暖化防止活動推進員制度を円滑に運営するため、推進員の氏名、生年月日、住所、連絡先、主な活動地域などを掲載した推進員名簿を作成し、居住及び主な活動地域となる市町村とその市町村の地域協議会、センター及び温対協に提供する。

(服務)

第14条 推進員は、次のことに留意すること。

- (1) 第9条で定める活動をするときは、第5条第3項の推進員証を携帯し、関係者から請求があったときはこれを提示すること。
- (2) 推進員証は、推進員の業務以外に使用しないこと。
- (3) 推進員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- (4) 推進員の身分を失ったときは、推進員証を直ちに島根県に返付しなければならない。
- (5) 活動に伴い得た個人情報については、守秘義務を厳守すること。推進員の委嘱が解かれた後も同様とする。

(身分)

第 15 条 推進員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項に規定する特別職の身分を有するものではない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、本制度の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 8 月 20 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 9 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 23 年 12 月から平成 24 年 11 月までの活動については、平成 25 年 1 月末までに活動報告書を提出するものとする。

附則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 10 月 10 日から施行する。